

家畜衛生週報

ANIMAL HYGIENE WEEKLY

No.3904 農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課、動物衛生課 2026. 5. 25

・家畜衛生レポート（鹿児島県）	153
・第65回全国家畜保健衛生業績発表会演題（宮城県）	155
・外国の獣医学校を卒業し、又は外国で獣医師の免許を得た者の獣医師国家試験等の 受験資格認定に係る申請手続	158

☆家畜衛生レポート（鹿児島県）

鹿児島中央家畜保健衛生所大島支所

1 鹿児島中央家畜保健衛生所大島支所の概要

鹿児島中央家畜保健衛生所大島支所は支所と2つの駐在からなり、大島支所に2名、瀬戸内町駐在機関、喜界町駐在機関に各1名、計4名の獣医師が配置されています。

大島支所は奄美大島北部を管轄し、瀬戸内町駐在は奄美大島南部、加計呂麻島、請島及び与路島を、喜界町駐在は喜界島を管轄しています。管内の5島



大島支所

を合わせて総面積は86.911haとなり、県総面積の9.5%を占めています。地形上からみると、喜界島は平坦地が多く広々としており耕作率は39.6%にのぼりますが、他の4島は急峻な山々が海に迫っており耕作率は2.5%しかありません。

農業産出額は全島合わせて58億1千万円で、うち畜産部門は19億2千万円（33.0%）を占めています。畜産農家戸数及び飼養頭数は、令和6年2月1日時点で肉用牛103戸約4,900頭、養豚9戸約650頭、肉用鶏1戸約2,100羽、採卵鶏4戸約53,000羽となっています。

畜産以外ではサトウキビ、タンカン、スモモ、サトウキビからつくる黒糖焼酎が有名です。2021年には世界自然遺産に登録され、アマミノクロウサギをはじめとした希少な動植物が生息しており、珍しい景観にも恵まれた一度は訪れる価値のある美しい島々です。

大島支所

大島支所は奄美大島北部の奄美市笠利町に事務所を構え、奄美市（住用町を除く）、龍郷町、大和村を管轄しています。職員は、支所長含め獣医師2名、補助事務員1名が勤務し、家畜飼養農場の巡回指導、豚熱ワクチン接種等を行っています。

管内の畜産農家は肉用牛38戸、豚7戸、採卵鶏3戸、肉用鶏1戸（R 6. 2）と県内では農家戸数の

少ない地域にはなりますが、市町の畜産担当者や共済獣医師、JA畜産担当者等と毎月、ほぼ全ての牛飼養農場を巡回し、飼養衛生管理基準の遵守指導、ワクチン接種、子牛登記、除角、去勢、妊娠鑑定等の診療等を協力して行うなど、本土では得られない経験ができます。

豚については、農家戸数・飼養頭数は少ないものの一部の農場を除き、家保職員がワクチン接種を実施しています。品種も雑種を飼養している農場が多く、出荷まで1年から1年半肥育している農場も珍しくありません。

家きんについては、令和7年4月に奄美大島で初となる野鳥における高病原性鳥インフルエンザの感染事例が確認されたため、改めて関係機関と連携して防疫対策の周知を図るとともに、発生時の防疫措置や役割等について確認を行ったところです。

瀬戸内町駐在機関

瀬戸内町駐在機関は大島支所から車で約1時間40分ほどの奄美大島南部の瀬戸内町に事務所を構え、獣医師1名と補助事務員1名が勤務しており、瀬戸内町、宇検村、奄美市住用町(旧住用村)を管轄しています。

瀬戸内町はシーカヤックマラソンが有名で、さらに加計呂麻島、請島、与路島という“離島の離島”を抱えています。大和村と宇検村の境界には奄美群島最高峰の湯湾岳がそびえ立ち、世界自然遺産地域の中心となっています。さらに、住用町には国内2番目の規模であるマングローブ原生林が広がっており、非常に自然豊かな環境が身近に広がっています。

駐在管内の畜産農家は肉用牛21戸、豚2戸、採卵鶏1戸(R62)であり、そのほとんどが瀬戸内町に集中しています。毎月、役場や農協、共済、県の畜産関係者と畜産部会を開き、翌月の打合せや最近の畜産情勢等についての情報共有を行い、この打合せを基に肉用牛飼養農家を巡回し、セリ前ワクチン接種や子牛登記等を協力して行っています。近年では夏に関係機関と協力し暑熱対策の研修や牛舎屋根への石灰塗布を行っており、暑熱低減の効果も認められています。加計呂麻島や請島、与路島にも肉用牛や豚の飼養農場があり、巡回では瀬戸内町の町有船を利用します。

島ならではのゆったりとした気風漂う中、家畜人工授精や獣医事、薬事等様々な業務を行っています。

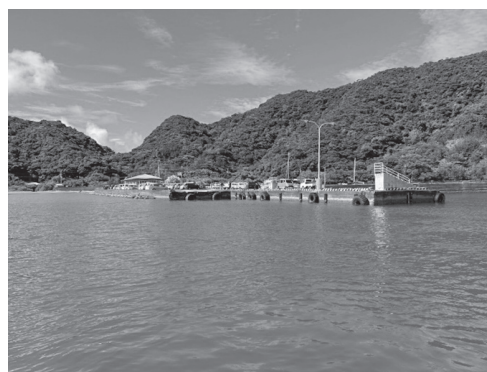
喜界町駐在機関

喜界町駐在機関は、奄美大島本島の東北端69Kmの洋上にある喜界島に事務所を構え、獣医師1名と補助事務員1名が勤務しています。

喜界町の農業は、サトウキビに次いで畜産が主体



クロウサギに注意の道路標示



加計呂麻島への上陸



牛舎屋根への石灰塗布

となっており、畜産農家数は肉用牛44戸及び飼養頭数は約2,300頭で、全てが繁殖農場です(R6.2)。その他、国内のゴマ生産量65%を占める白ゴマの生産地です(R3年度)。

喜界町は家保、町の畜産担当職員やJAの職員が少なく、一島一町一市場で構成されていることから、関係機関(町、JA、共済、町獣医師)と共同で活動する機会に恵まれ、情報共有が密にできる環境にあります。また、令和5年度からは関係機関か

らの農家への情報伝達、意見交換を更に密にするために、隔月で畜産座談会を集落毎に開催し、当所からは、疾病の発生状況や家畜改良に関する情報も提供しています。さらに、昨年度からは家畜市場に出場した子牛の全頭に鼻腔内ワクチンの接種を開始し、離島からの子牛の輸送ストレスの影響低減を図っています。

島外との交通手段はフェリーと航空機（鹿児島空港、奄美大島空港それぞれ1日2往復）に限られますが、令和7年6月から鹿児島-知名航路が週4日に減便し、より一層、人員や物資の調達に時間がかかるようになったため、今後、家畜伝染病発生時等の対応を関係機関と検証する必要があります。

おわりに

奄美群島は周囲を海に囲まれた世界遺産に相応しい風光明媚な島々です。一方で本土から遠く海で隔てられていることから、家畜伝染病が発生した際には離島ならではの防疫措置の困難が予想されます。そのため、より綿密な防疫措置の策定・準備を行っていくとともに、なによりも家畜伝染病を発生させないよう地域関係機関と協力し、地域一丸となって家畜防疫業務に取り組んでいこうと考えています。

☆第65回全国家畜保健衛生業績発表会演題（宮城県）

管内養豚場の豚熱ワクチン適期接種に向けた取組み
宮城県北部家畜保健衛生所
秋山桂花、山本早苗、高田直和、高森広典

1 はじめに

平成30年9月、国内では26年振りに岐阜県で豚熱が発生して以降、豚熱の感染は全国に拡大している。令和2年9月、福島県で死亡イノシシの豚熱感染が確認されたことから、本県はワクチン接種推奨地域に指定され、同年10月から飼養豚全頭への豚熱ワクチン接種を開始した。豚熱ワクチンは、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、1～2か月齢で1回目の接種を実施し、繁殖豚には1回目の接種から6か月後に2回目の接種を実施し、その後は概ね1年ごとに接種を実施している。子豚へのワクチン接種は、移行抗体によるワクチンブレイクを考慮する必要があり、農場ごとに母豚の抗体価を把握し、移行抗体が十分に消失すると予測される時期で接種することが推奨されている。また、第1世代（農場でワクチン接種を開始した以前に生まれた豚）は、移行抗体を保有しない状態でワクチン接



喜界町駐在機関



白ゴマの花



座談会

種されることで、強い免疫反応が起き、接種後の抗体価が高くなるのに対し、第2世代（第1世代から生まれた豚）は、移行抗体を保有しているため、接種後の抗体価が低く、ばらつきが生じることが指摘されている（1-3）。したがって、母豚の世代が混在する農場では、母豚の抗体価がばらつく可能性があり、接種時期を慎重に検討する必要がある。

管内の養豚場は、飼養頭数の規模が幅広く、家族経営や企業経営が混在している。また、種豚場もあることから、農場ごとの母豚の更新頻度が異なり、第1世代と第2世代の割合も一律ではない。当所では、令和2年のワクチン接種開始以降、定期的に管内養豚場の免疫付与状況を調査し、農場ごとに接種適期を提案してきたので、その取組みを報告する。

2 管内養豚場の免疫付与状況調査

(1) 材料

令和2～6年にかけて採材した延べ149農場の母豚2,400頭及びワクチン接種後の子豚3,482頭を調査した(表1)。母豚は、誕生日が農場の初回接種前であれば第1世代、接種後であれば第2世代に区分した。

(2) 方法

各農場で採血した母豚及び子豚の血液について、豚熱エライザキットⅡ((株)ニッポンジーン)を用いた豚熱ウイルスの抗体検査を実施した。得られた母豚のELISA値から、千葉らの「宮城モデル」を用いて推定中和抗体価を算出した(4)。子豚は、個体別及び豚舎別に抗体陽性率を算出し、抗体陽性率が80%未満を示した豚舎の抗体陰性豚は、中和試験を実施した。令和4年10月までに採材した個体は、中和抗体価が2倍以上を陽性と判定し、令和4年11月以降採材した個体は、1倍以上を陽性と判定し、最終的な個体別及び豚舎別の抗体陽性率を算出した。母豚の推定中和抗体価と子豚の抗体陽性率から推測された接種適期を農場に提案した。

(3) 結果

令和2年はワクチン接種から採血までの間隔が短く、抗体産生が不十分であったため、検証データから除外した。

母豚における世代の割合は、令和3年：第1世代99%、第2世代1%、令和4年：第1世代51%、第2世代49%、令和5年：第1世代38%、第2世代62%であり、時間の経過とともに第1世代が減少し、第2世代が増加した。母豚の推定中和抗体価の中央値は、令和3年：128倍、令和4年：64倍、令和5年：32倍と低下した。また、幾何平均も令和3年：121.7倍、令和4年：64.0倍、令和5年：38.2倍と低下した。推定中和抗体価の分布は、令和3年は一峰性であったが、令和4年はばらついており、令和5年は低抗体価に偏った分布であった(図1)。

子豚の個体別の抗体陽性率は、令和3～5年にかけて概ね80%で推移した。一方、豚舎別の抗体陽性率が80%未満を示した豚舎が存在する農場の比率は、令和3年：48%、令和4年：42%、令和5年：32%と低下した。抗体陽性率80%未満を示した豚舎は追加接種の対象となるが、追加接種を実施した農場の比率は令和3年：30%、令和4年：21%、令和5年：16%と低下した(表2)。

表1 調査時期及び検査頭数

年度	時期	検査戸数	母豚頭数	子豚頭数
令和2年	令和3年1月～令和3年5月	55	510	975
令和3年	令和3年7月～令和4年1月	36	357	888
令和4年	令和4年3月～令和5年3月	26	689	737
令和5年	令和5年5月～令和6年3月	24	693	638
令和6年	令和6年3月～令和6年8月	8	151	244
合計		149	2,400	3,482

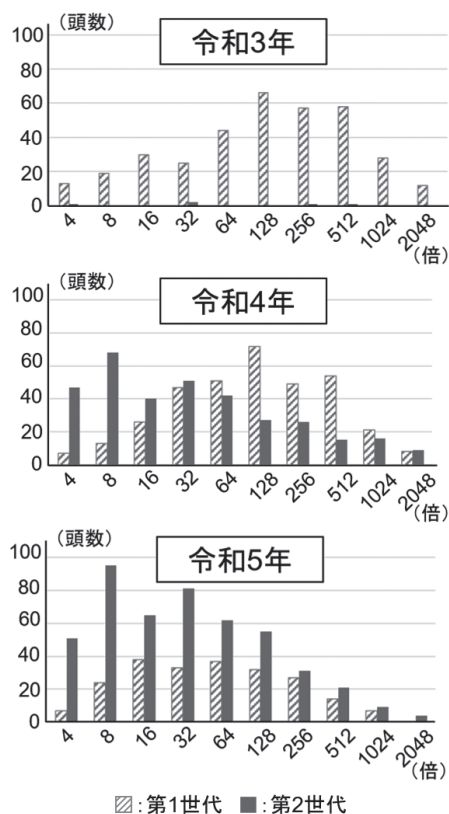


図1 母豚の推定中和抗体価

3 適期接種指導による免疫付与状況の改善事例

(1) 接種日齢の変更

母豚200頭規模の養豚場において、令和4年、ワクチン接種先行県の情報を踏まえ、接種日齢を50～61日齢から21～30日齢に変更した。農場の免疫付与状況を調査したところ、子豚の抗体陽性率は令和3年：77%から令和4年：73%に低下した。母豚の推定中和抗体価の結果から、高抗体価の母豚から生まれた子豚がワクチンブレイクにより免疫を獲得できなかった可能性が示唆されたため、接種時期を28～37日齢に変更したところ、抗体陽性率は、令和5年：87%に改善した(表3)。

(2) 一括協議による2回接種の実施

母豚600頭を飼養する養豚場で、令和3～5年に

免疫付与状況調査を実施したところ、抗体陽性率がいずれも80%未満であった。当該農場では、繁殖候補豚をワクチン非接種地域から導入し、常に第1世代が農場に存在することから、母豚の抗体価がばらつき、接種適期の設定が困難と推察された。また、令和4年度以降、農場周辺で豚熱感染イノシシが継続して散見され、農場へのウイルスの侵入リスクが高いと推察されたことから、30日齢及び60日齢での2回接種について国と一括協議を行い、令和5年10月に県内で初めて承認された。

令和6年1月、接種時期の検証のため、2回接種の初回実施群（令和5年10月実施）44頭について免疫付与状況調査を実施した。①群（令和5年8月生、1回目：30日齢、2回目：60日齢）、②群（令和5年7月生、1回目：30日齢、2回目：90日齢）、③群（令和5年6月生、1回目：30日齢、2回目：120日齢）について、2回目の接種実施から90日経過後の令和6年1月に採血し、豚熱ウイルス抗体のELISA及び中和試験を実施した。その結果、抗体陽性率は、①群：80%、②群：100%、③群：100%とすべての群で80%以上を示した。中和抗体価の中央値は①群：8倍、②群：32倍、③群：512倍、幾何平均は①群：6.6倍、②群：44.2倍、③群：487.3倍であった。中和試験の結果、③群が最も中和抗体価が高かったものの、1回目の接種でワクチンブレイクした子豚に最短で免疫付与可能で、抗体陽性率も80%以上と十分な免疫付与が可能であった30日齢及び60日齢での2回接種が最適であると判断し、以降も30日齢及び60日齢での2回接種を実施している（図2）。

令和6年5月、子豚30頭について免疫付与状況を調査したところ、抗体陽性率は77%（23/30）と、令和5年9月における1回接種実施群の抗体陽性率46%（16/35）と比較して大幅に改善した。

4 まとめ及び考察

豚熱ワクチン接種を開始した令和2年以降、管内養豚場で免疫付与状況を調査したところ、母豚の推定中和抗体価は、中央値が令和3年：128倍から令和5年：32倍に低下した。また、年次が進むにつれて、第2世代の母豚が増加し、低抗体価への偏在が認められた。このことから、母豚から受け継がれる子豚の移行抗体価も時間の経過とともに低下し、接種適期が若い日齢にシフトしていることが推察された。竹内らは、2019年から2021年までの管内母豚群の抗体価の推移を解析したところ、第2世代の母豚の割合は増加するも、抗体価のばらつきが大きく、その分布に顕著な変化やばらつきの収束傾向が見ら

表2 子豚の抗体陽性率及び追加接種実施状況

年度	個体別抗体陽性率	抗体陽性率80%未満の豚舎が存在する農場比率
令和3年	79%(699/888)	48%(16/33)
令和4年	85%(623/737)	42%(8/19)
令和5年	81%(519/638)	32%(6/19)

年度	追加接種を実施した農場比率
令和3年	30%(10/33)
令和4年	21%(4/19)
令和5年	16%(3/19)

表3 接種日齢変更に伴う子豚の抗体陽性率の変化

年度	接種日齢	個体別抗体陽性率
令和3年	50~61	77%(23/30)
令和4年	21~30	73%(22/30)
令和5年	28~37	87%(26/30)

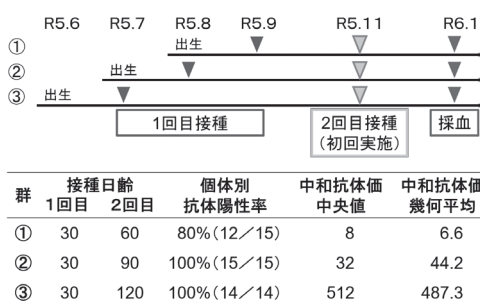


図2 2回目接種日齢別の子豚の免疫付与状況

れなかったと報告している5)。本調査では、第2世代の母豚が低抗体価に偏在していく傾向が認められたが、今後も接種適期を検討するため、母豚の抗体価の変動を継続して調査する必要がある。

子豚の個体別抗体陽性率は、調査期間中概ね80%を維持していた。豚熱ワクチンによる集団免疫率の目標は80%とされており6)、十分に免疫付与されていると推察された。一方、子豚の豚舎別抗体陽性率が80%未満を示す農場が令和3年：48%認められたが、令和5年：32%に改善した。これは、免疫付与状況の把握による適期接種の指導による成果であり、地域及び農場ごとの免疫付与状況を継続して調査することが重要と考える。

継続して子豚の抗体陽性率が80%未満を示す養豚場で、県内で初めて一括協議による子豚の2回接種が認められた。その結果、子豚の抗体陽性率は、2回接種実施前：46%から、実施後：77%に改善した。当該農場では、ワクチン非接種地域から定期的に豚を導入しているため、母豚の抗体価のばらつきが大きく、接種適期の設定が困難であった。また、農場周辺に豚熱感染イノシシが継続的に散見されていることから、農場へのウイルス侵入リスクが高い

と推察され、子豚の免疫付与状況の改善が喫緊の課題であった。本調査の結果から、単一の接種適期が設定困難な養豚場や、ウイルスの侵入リスクが高い養豚場では、子豚への2回接種が有用であることが示された。一方、2回接種には、国との協議が必要な上、コストが倍増する。また、2回接種を中止する時期の設定が困難であることから7)、慎重に検討する必要がある。

今後も免疫付与状況を調査し、発生リスク等の農場の状況に応じて、接種日齢や接種回数を提案することで、豚熱の発生予防に努めたい。

5 引用文献

- 1) 桑田桂輔、浮田真琴、加藤智、國永尚稔、田中英次、迫田義博、蒔田浩平：豚熱ワクチン接種適齢期の推定モデルの構築、日獣会誌、76(11)、e274-e282. (2023)
- 2) 農林水産省 食料・農業・農村政策審議会 第88回牛豚等疾病小委員会：資料1-1 飼養豚への豚熱ワクチン接種後の免疫付与状況等について(案)、(2022.7.11)
- 3) 農林水産省 食料・農業・農村政策審議会 第98回牛豚等疾病小委員会：資料7 CSFワクチン接種関連のデータの解析結果について(案)、(2024.7.18). (https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/eisei/usibuta_sippe/ushibuta_98/attach/pdf/240718-16.pdf)
- 4) 千葉直幸、竹田百合子：宮城県における母豚の豚熱免疫付与状況の解析、令和3年度第2回(第66回)宮城県家畜保健衛生業績抄録、(2022)
- 5) 竹内優里、柴田昌利：管内養豚場における母豚の豚熱免疫付与状況の解析、第64回静岡県家畜保健衛生所業績発表会集録、(2022)
- 6) 清水悠紀臣：日本における豚コレラの撲滅、動衛研研究報告、119、1-9. (2023)
- 7) 小柳寿文、柴田昌利：豚熱ワクチン一括協議による2回接種農場の抗体検査結果と今後の対応、第65回静岡県家畜保健衛生所業績発表会集録、(2023)

☆外国の獣医学校を卒業し、又は外国で獣医師の免許を得た者の獣医師国家試験等の受験資格認定に係る申請手続

獣医師法(昭和24年法律第186号)第12条第1項第2号及び同条第2項の認定(外国の獣医学校を卒業し、又は外国で獣医師免許を得た者の獣医師国家

試験又は獣医師国家試験予備試験の受験資格の認定)に係る手続は、下記のとおり行います。

記

1 審査対象者

以下の条件を全て満たす者から申請があった場合に審査します。

- (1) 獣医師資格(開業資格を含む。)が法制度上担保されている国において、次の①又は②のいずれかの獣医学校を卒業していること。
 - ① 次のアからウまでの条件を全て満たす獣医学校
 - ア 我が国の高等学校を卒業した者(初等教育を含め12年以上の教育課程を修了した者)に相当する者を入学対象としていること。
 - イ 修業年限が教養課程及び専門課程を合わせて5年以上であること。ただし、修業年限が専門課程のみ4年以上の獣医学校にあっては、我が国の大学の教養課程と同等以上の課程(おおむね2年間)を修了した者を入学対象としていること。
 - ウ 当該獣医学校の卒業により、当該国における獣医師免許の取得資格又は獣医師試験の受験資格を取得できること。
 - ② 米国獣医師会(AVMA)又は欧州獣医学教育機関協会(EAEVE)による認証を受けた獣医学校
 - ③ 当該獣医学校の卒業により、当該国における獣医師免許の取得資格又は獣医師試験の受験資格を取得できること。
- (2) (1)①の獣医学校を卒業した者については、同校において、我が国の獣医師国家試験に出題される科目とおおむね同等以上の科目を履修しており、かつ、2,970時間以上の専門課程を履修していること。
- (3) 我が国の高等学校を卒業していない者については、独立行政法人国際交流基金又は公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験1級の資格を有すること。

2 審査方法

獣医事審議会において、当該獣医学校における履修内容、履修時間、教育水準等を総合的に勘案した上で、獣医師国家試験及び獣医師国家試験予備試験の受験資格の付与の可否について決定します。

3 申請手続

獣医師国家試験等の受験資格の認定を受けようとする者は、令和8年7月10日（金）までに「獣医師国家試験等受験資格認定申請書」（別記様式）に次の書類を添えて獣医事審議会事務局（〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課獣医療チーム）宛てに申請してください。提出方法は、持参（行政機関の休日を除く日の午前9時30分から午後5時00分まで、要事前連絡）又は郵送（簡易書留郵便、令和8年7月10日（金）必着）としてください。

ただし、1 審査対象者（1）の②の獣医学校を卒業した者については提出書類（4）から（6）までは省略可能です。

（1）履歴書

- ・市販のものを用い、写真を貼付してください。
- ・学歴は、初等教育機関（我が国の小学校に相当する学校）入学から当該獣医学校卒業までを西暦で記入してください。
- ・小学校から高等学校までの修業年数が12年未満の場合は、その事情が分かる書類を添えてください。

（2）卒業した獣医学校の卒業証書の写し又は卒業証明書

（3）外国で獣医師免許を取得した者にあつては、その獣医師免許証の写し

（4）当該国における獣医師制度の概要を説明する書類

- ・免許制度、国家試験制度の有無等について、法令の条文、担当行政庁のホームページ等の抜粋を提出してください。

（5）卒業した獣医学校の入学資格及び修業年限を説明する書類

- ・当該獣医学校の刊行物、ホームページ等の抜粋又は当該獣医学校が作成した書類を提出してください。

（6）卒業した獣医学校における履修科目並びに各科目の履修時間数及び授業内容に関する証明書

- ・履修時間数は1時間（60分）単位で算出してください。
- ・修得単位数から履修時間数を算出する場合は、修得単位数及び1修得単位当たりの履修時間数に関する証明書を提出してください。

（7）我が国の高等学校を卒業（日本の高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）の合格を含む。）していない者にあつては、独立行政

法人国際交流基金又は公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験1級の資格を有することを証する書類の写し

【書類を作成・提出する上での注意】

- 提出書類の部数は1部です。
- 書類は客観性があるものとしてください。
 - ・獣医学校が発行した書類には、証明（当該獣医学校のスタンプ等）を受けてください。
 - ・ホームページ等の電子データが公になっている情報を使用する場合は、URLを付記してください。
 - ・資料の抜粋を用いる場合は、表紙及び目次を含めるなど、証明に必要十分な内容としてください。また、必要に応じて、提出書類に当該獣医大学からスタンプを受けるなど、差し替え等の不正がないことを確認できるようにしてください。
- 写しとあるものを除き、原本を提出してください。
- 添付書類のうち、外国語で記載されている書類は、全て日本語訳を添付し、外国語の書類及び日本語訳両方について、公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出してください。
- 日本語訳を添付する場合には、原文、日本語訳の順とした上で、書類は上記（1）から（7）までの順に揃えて提出してください。
- 認定申請に係る手続及び連絡は必ず申請者本人が行ってください。また、認定通知は日本国内の住所に限りお送りします。
- 受験資格の認定を行う上で、上記の書類以外に必要な書類がある場合には、別途、書類の提出を指示することがあります。
- 受理した書類は返還いたしません。

4 認定時期

令和8年7月10日（金）までに申請し、受理されたものについては、原則として令和8年9月中に獣医事審議会にて認定審議が行われます。

なお、期日までに申請していても、必要書類が揃っていない場合は、審議が行われない場合があります。

5 認定後の受験

- （1）獣医師国家試験を受験することが適当と認められた者は、当該認定を受けた後に実施される獣医師国家試験（例年2月中旬に実施）を受験することができます。
- （2）獣医師国家試験予備試験を受験することが適

当と認定された者は、当該認定を受けた次年度以降に実施される獣医師国家試験予備試験（例年8月に実施）を受験することができます。

6 獣医師国家試験等受験資格の認定に係る今後の予定

申請書の受付は例年2回、5月頃及び11月頃に行っており、その手続については、農林水産省ホームページ（ホーム > 消費・安全 > 獣医師、獣医療 > 獣医師国家試験（<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/shiken/shiken.html>））及び「家畜衛生週報（農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課と動物衛生課が発行）」に掲載することとしています。

【申請受付予定期間】

第1回：5月中旬～7月上旬

第2回：11月中旬～12月中旬

※各年度の詳細な日程につきましては、その都度、上記案内の中で明示します。認定時期は、例年第1回が同年9月、第2回が翌年3月です。

(別記様式)

令和8年 月 日

獣医師国家試験等受験資格認定申請書

獣医事審議会会長 殿

氏名

獣医師法（昭和24年法律第186号）第12条第1項第2号及び同条第2項の規定に基づく獣医師国家試験等に係る受験資格について認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 国籍等

2 現住所 〒

電話番号
e-mail

郵便物送付先（国内連絡先） 〒

電話番号 (続柄)

3 生年月日 年 月 日

4 認定の要件となる学歴

5 外国における獣医師免許の有無

(日本産業規格 A4)

通信 家畜伝染病予防法の一部改正法案は4月に衆議院で可決されたのに続き参議院でも審議を経て可決され、5月19日に公布されました。豚熱発生時の殺処分の範囲を感染豚に絞る変更は同日施行されましたので、しっかりと運用してまん延防止を徹底しなければなりません。さて、衆参の法案審議では産業動物分野における獣医師の確保について多くの委員から質問がありました。家畜の疾病予防や治療だけでなく農場の衛生管理さらには生産管理や経営管理まで畜産分野の獣医師に求められる役割は大きいです。また、農場の衛生指導、地域における疾病管理や伝染病対策など国民の食生活に欠かせない畜産物の安定的な生産・供給や畜産業の発展に貢献する家畜防疫員はとても重要な存在です。これら産業動物分野で活躍する獣医師の確保が多く地域にとって課題となっており、各地域において獣医学生向け修学資金やインターンシッ

プの支援などを活用いただきながら確保に取り組まれています。獣医大学生に早くから産業動物分野の活躍分野を見て知って魅力に触れていくことが重要だと考えていますので、国としても魅力発信に取り組んでまいります。

毎週月曜日発行

家 畜 衛 生 週 報

編集・発行：農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課、動物衛生課

☎03(3502)8111 内線 4581

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1